



第9回会合における構成員からの主なご意見

2022年3月16日
事務局

1 今後の検討の進め方等

<p>本WGの今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 我々のワーキンググループの特色として、色々なヒアリングをやり、技術調査をやったということは非常に大きいと思う。そこで分かったことは、利用者の理解を超えるデータ処理が行われているということである。そこにまず光を当てたということが、我々の活動として大事であるため、電気通信事業ガイドラインの位置付け論や対象範囲論をきちんと整理した上で、実質的な利用者保護ができるように引き続き取り組んでいただきたい。【高橋構成員】
<p>全体の制度設計との関係性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の電気通信事業ガイドライン解説において、第3号事業者が含まれる理由として、通信の秘密がかかっており、個人情報保護の必要性に差はないという記述がある。通信の秘密と個人情報保護は別々の法益だとこれまで説明されてきたので、個人情報保護の必要性を理由とするのであれば、電気通信事業に限らず全ての事業者を対象に考えるべきである。その場合、規制を受ける事業者側からすれば、個人情報保護法で一元的に規律された方がわかりやすいと思う。 しかし、個人情報保護法は色々やらなくてはいけないことがあるため、すぐに対応することは難しいかもしれない。であれば、このワーキンググループにおける議論は大変参考になる貴重なものなので、個人情報保護委員会で今後3年ごとに見直される際の検討に取り入れていただければ良いと思う。【沢田構成員】

1 今後の検討の進め方等

<p>全体の制度設計との関係性（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、私たちはどこを議論している、今後どこをやらなくてはいけないのかというのが、少し見えなくなっていると感じている。そもそも、このワーキンググループのミッションは何だろうと考えると、利用者情報については、例えば電気通信事業法や個人情報保護に幾つか規律があるが、大きな枠の中で見たときには、事業者のビジネスの実態と消費者の実態とを踏まえた上で、何を規律しなければならないのかについて色々な規律がなされており、電気通信事業ガバナンス検討会でもあったように、これが十分できていなかったということであれば、残された課題があるわけである。そういったところを整理しておかないと、いわゆる全体の制度設計が望ましい方向にいかないのではないかと。 ■ 議論が詳細というか細かくなったりすることもあるため、むしろ全体像の中で、今どこの議論になっていて、どこに課題が残されているかというところを踏まえないと、やはり個々の議論もなかなかできないと思っている。毎回でなくても良いが、全体の中の位置付け、あるいはミッションの中での現在の位置付けを、簡単にでも示していただくと良いと思う。【古谷構成員】
<p>電気通信事業ガバナンス検討会報告書（案）との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）はパブリックコメント中と思うが、その後法案が成立し、電気通信事業ガイドラインまで落ちていく場合、このワーキンググループとはどのような関わりを持っていくのか。【太田構成員】
<p>DSA法案参照の重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国法制として、eプライバシーはもちろん重要だが、現在特にヨーロッパの方を見ると、プラットフォームサービスにおける利用者情報の取扱いという意味では、並行して審議が進んでいるデジタルサービス法案の規律が大変重要になってきている。その中では、特にデジタル広告と関わる場所としても、青少年の特別な保護の扱いやダークパターンの扱い等について、議論の蓄積と新しい規律の在り方というのが含まれる方向である。今後、デジタルサービス特有のリスクとそれに従った対応の在り方を考えるに当たって、別途電気通信事業ガバナンス検討会で検討いただいている巨大なプラットフォームに対する規律の在り方はもとより、広く参照していけると良いのではないかと。【生貝構成員】

2 利用者に関する情報の外部送信に係る規律等

<p>利用者への説明方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）において、「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、原則として通知・公表」と記載されているが、このワーキンググループにおいては、情報を取り扱うに際し、利用者にとどのように説明し同意を得るかに関しては、通知だけでなく、オプトアウトなどのより強い手段についてかなり議論してきたため、このワーキンググループとしては、この立場を堅持していただきたい。【佐藤構成員】 ■ このワーキンググループの経緯からすると、「通知・公表」だけでなく、もう少し利用者にとって選択ができるような、せめてオプトアウトができるようなことが良いのではないかと思う。特に、中間とりまとめにおいて、eプライバシー規則（案）を参考に法制度化を検討することとされているため、その方が適切ではないか。【森構成員】 ■ このワーキンググループとしては、「通知・公表」だけでなく、オプトアウト若しくは同意も、というような主張をしていきたい。【太田構成員】
<p>適用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先々のことになるかもしれないが、やはり電気通信事業を営む者だけではなくて、通信利用者の保護と通信の信頼性の確保のためには、外部送信の仕組みを設置している全てのウェブサイト、アプリについて、このような規制が及ぶべきである。【森構成員】 ■ 電気通信事業を営む者だけではないという森構成員の御意見に賛成する。【太田構成員】
<p>規律の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）」（参考資料6）で、「個人情報保護法における規律との整合性」と記載されているが、「整合性」というよりは、個人情報保護法の方に一元化した方が、事業者としては守りやすく、あっちこっち見なくて済むのでありがたいのではないか。ただし、もちろん通信の秘密については別立てで考えなければならないなど、電気通信事業特有のところは残ると思う。【沢田構成員】

2 利用者に関する情報の外部送信に係る規律等

電気通信事業 ガイドラインとの関係

- 利用者情報の規律が入った場合、もう一度、電気通信事業ガイドラインを改正することになるのか。それとも、利用者情報に関しては、別のガイドラインということになるのか。現時点での想定があれば教えていただきたい。

電気通信事業ガイドラインに入れるのであれば、電気通信事業ガバナンス検討会において、個人情報・利用者情報・通信の秘密の重ね合わせの表が出ていたが、そのような内容をかなり丁寧に記載しないと混乱があるのではないか。また、通信の秘密の規律との関係としては、行政指導用の文書も出ているため、もう一度改正するのであれば、全部まとめていただきたい。【板倉構成員】
- 今回の電気通信事業ガイドラインの改正において、制度化に関わる部分については、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）のパブリックコメント等の結果を待つというお話があり、一部についてはそうなのだと思うが、例えば利用者情報に関わるところで、現在、通信が非常に多様化をしており、いわゆるクッキー等のタグに関わるような情報についても、通信の秘密と極めて強く関わるようになってきている。

そうした部分というのは、電気通信の設備を扱う電気通信事業ガバナンス検討会というよりは、むしろプラットフォームサービスに関する研究会及びその下にあるこのワーキンググループで判断すべきところであり、こちらでの議論が優先され、今回の電気通信事業ガイドライン改正（案）に反映されるべきと思う。【佐藤構成員】

3 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）

<p>名義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ なぜか総務省のガイドラインだけ、個人情報保護法のガイドラインに関わらず、総務省単独名義である。それは、郵便分野や信書便分野もそうであるため、何らかの考えがあってそうなっているのだろうと思うが、さらに利用者情報の話が入り、総務省単独名義となると、電気通信事業ガイドラインを読む事業者は、個人情報保護法の解釈部分は、個人情報委員会がオーソライズしているのかわからず、心配するのではないか。何らかの行政組織法的な考え方があってそのようになっているのであれば、なぜ単独なのかを前文等に記載しておいたほうが良いと思う。もし個人情報保護委員会のクレジットを載せられないのであれば、個人情報保護法の解釈部分は、個人情報保護委員会が問題ないと確認していると記載されなければ、事務的な観点から、事業者はやはり心配なため、整理をお願いしたい。どうしたら良いというところまでは別にないが、平成27年個人情報保護法改正の際からいまだによく分からないため、何かしてほしい。 総務省と経産省のガイドラインだけ単独であり、金融庁や厚労省のガイドラインは個人情報保護委員会と連名である。厚労省のガイドラインは、事業所管大臣にもなっていないのにも関わらず連名である。私は割と重要なくちゃぐちゃだと思うが、この関係がぐちゃぐちなまま、平成27年度から7年ほったらかしたのは、やはり駄目だと思う。関係省庁連絡会議でも開いて、正確に必ずまとめていただきたい。このようになっている理由もよく分からない。そういう整理になりましたという話で、やはり納得いかない。個人情報委員会がきちんと認めた解釈であると書くか、一番シンプルなのは全部連名にさせていただきたいと思う。できないとしたら、なぜかというのを是非整理して、経産省や金融庁や厚労省も含めて出していただきたい。【板倉構成員】
<p>個人情報保護委員会との関係性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 板倉構成員から御指摘あったような個人情報保護委員会との関係性というのが大変重要と思う。特に、個人データ保護と通信プライバシーとが非常にオーバーラップする部分に対して、どのように当局間の関係性があるべきかについては、eプライバシー指令や規則の議論の中でも様々されているところであるため、そちらの議論も参照しつつ、しかるべき在り方を考えていく価値があるのではないかと。【生貝構成員】

3 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）

<p>適用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第3号事業者と言われる事業者は一体どのような事業者かを、電気通信事業法の独特の用語で説明されても分からないため、普通の日本語で分かるように説明していただきたい。【沢田構成員】 ■ 電気通信事業者法が自身に適用されると思っていない事業者は、個人情報の取扱いについては個人情報保護法しか見ていない場合も多いと思うので、電気通信事業ガイドラインと個人情報保護法との関係や差分を分かるようにしてほしい。【沢田構成員】
<p>域外適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 参考資料4の15～16ページにおいて、個人情報の域外適用の記載があるが、電気通信事業者が海外からサービスを提供する場合に届出しなければいけないように、一昨年電気通信事業法の改正で入れたと思う。その内容との関係が分かりづらいため、参考資料4の16ページの「外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。」と記載されている後に、「届出が必要な場合もある」ということを入れておいた方が良くはないか。【板倉構成員】
<p>「適切である」等の使い分け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業ガイドラインの中で「適切である」という表現を、どのように理解すべきか、今後検討した方が良くも思っている。電気通信事業ガイドラインの「プライバシーポリシーの策定・公表」のところで、「適切である」という表現が使われている。電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）で、利用者情報の外部送信を行うときには、「原則として通知・公表」という書き方になったため、情報をどのように透明性を高めていくかということが、今後重要になってくると思う。プライバシーポリシーの記載事項の中にも、利用者の選択の機会の内容やデータポータビリティに係る事項といった項目が入るようになってくるということで、プライバシーポリシーに何を書くかということが非常に大事になってくると思う。その上で、電気通信事業ガイドラインの位置付けだと、「しなければならない」や「してはならない」となっており、「適切である」、「努めなければならない」、「望ましい」等の別の表現が使われている。書き分けやニュアンスの違い等があるのかどうかを、もう少し理解できるようにしていただきたい。【石井構成員】

3 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）

<p>「生成」と「取得」の関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料2の6ページ「②利用目的の特定」のところで、新たに、プロファイリングが行われる場合として、いわゆる個人情報が生成される場合にはあらかじめ本人の同意を得ることが望ましいということで、「生成」される場合には「取得」ではないということが前提となっていると思う。2021年9月に改正された個人情報保護委員会Q&Aでの共同利用だったかのところでも、そのような記述があったかと思う。しかし、「生成」が「取得」に当たるかというのは、結構前から議論があったと思うが、もう「取得」には当たらないということがファイナルアンサーなのか。【森構成員】
<p>アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーの対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業ガイドラインの解説の新旧対照表（参考資料4）の94ページ「アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー」について、ウェブサイトを対象にするかどうかは、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）パブリックコメント結果等も踏まえてということだと思うが、このアプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーというのは、いわゆるスマホアプリが対象になっていると理解している。ただ、この書き方を見る限り、スマホアプリだけではなく、ウェブアプリケーションも含まれるように読めると思う。スマートフォンだけではなくて、PCのアプリケーション及びウェブのアプリケーションも対象になるということに記載したほうが良いのではないか。【太田構成員】
<p>個人関連情報の位置情報の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料2の9ページの個人関連情報に関して、内容が微妙に矛盾していると感じた。高精度又は連続した位置情報は、そのまま特定の個人を識別できる場合もあれば、そこまでいかない場合もあるという、微妙なタイプのものであるが、このタイプのもを第三者に提供する場合、1つ問題にあるのは、IDが付いていなくても個人情報になる場合があり得るといえるか、実態として結構行われているため、ID等があることを前提にしている当該記載は、少し狭く持っていく過ぎたという気がする。 今の段階ですぐにということろまではいかないかもしれないが、この辺も是非検討していただきたい。そもそもIDがなくても、個人関連情報というのは、高精度なものになると特定の個人を識別できるパターンがあり得るといえることは念頭に置いていただきたい。【寺田構成員】

3 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）

電気通信事業
ガイドラインとしての
意義

- 今回私としては大きかったのが、情報収集モジュールや外部送信の部分について、改正が先送りされたところである。
これについては、電気通信事業ガバナンス検討会の方での結論も踏まえて、また一体的に検討することは賢明な御判断だったと思うが、利用者保護を考えたときに、個人情報保護法と電気通信事業ガイドラインでは、取得者というものの位置付けが、情報収集モジュール設置者なのか、それともウェブサイトの管理者なのかというところで、逆向きの結論になっている。これは非常に紛らわしいのではないかという意見もあると思うが、私としては、個人情報保護法は非常に対象が広いため、一律に分かりやすい明確なルールというものをユニバーサルに考えていくというものであるのに対して、電気通信事業分野ならではの 이슈だというふうに捉えるならば、やはり電気通信事業分野は、このようなところを利用者視点で手当てができるものとして、ここについては必ずしもどちらかに統一するいうものではなくて、電気通信事業分野のガイドラインとしての意義を発揮いただければと思う。【小林構成員】